



## 組合の申し入れは義務的団交事項だ！ 東京高裁判決を無視した主張に終始 東京高裁判決に関する団交開催

本部は12月23日、10月14日に提出した東京高等裁判所の「判決」に基づく申し入れ（『申第9号』）に関する団交を行いました。JR東海労の申し入れに対する団交は、過去ほとんどなく、窓口回答ばかりでした。なぜか今回、申し入れに対して会社は団交を設定しました。

冒頭、本部は「申し入れについて、今後は団交を開催するということで良いか」と迫ったところ、会社は「内容を見て協約に則って判断する」と、最初から東京高裁判決を無視した見解を示しました。東京高裁の判決や判決内容における見解で、会社は「裁判のことは話はしない」と、不誠実な回答を行いました。

本部は「『話をしない』というの見解ではない。高裁判決に対する見解を示せ」と追及しましたが、会社は「最高裁で係争中だ。判断が確定していないから見解は出さない」と言い訳に終始しました。

そして、本部は「会社は憲法28条の労働三権、25条の生存権、27条の勤労の権利・勤労条件の保障を犯している。憲法よりも協約の方が上位なのか。社員は、憲法違反の労働条件の下で仕事をしている。会社は憲法違反をしている認識はあるのか」と追及しました。会社は「一般論では憲法か上位だが、この場では答えない。憲法違反をしているという認識はない。係争中なので、見解を示すことはできない」と、質問に対して逃げる態度を示しました。

また、本部は「今回、申し入れに対して団交を開催した。これは義務的団交か」と質問したところ、会社は「協約に則って判断した」と、義務的団交を否定しました。

会社は、「組合が申し入れについては団体交渉を開催せよ」という労働協約条文改訂などの要求についても拒否しました。本部は「全てにおいて対立を確認する。不誠実団交だ」と主張し、今団交を終了しました。